

第8回 千葉市景観総合審議会

【日 時】平成29年2月15日（水）

15時00分 ～

【場 所】千葉市中央コミュニティセンター 7階大会議室



次第

1 開 会

(1) 局長挨拶

(2) 会長挨拶

次 第

2 議 題

- (1) 会議録署名人の指名
- (2) 千葉銀座通りの景観形成のあり方について
- (3) 平成28年度千葉市都市文化賞の結果について（報告）
- (4) 第8回屋外広告部会の結果について（報告）
 - ①許可の特例について（幕張新都心）
 - ②許可の特例について（千葉駅東口駅前広場）

議題（2）

千葉銀座通りの景観形成のあり方について



目次

1 位置

千葉銀座通りの歴史

千葉銀座通りの整備

千葉銀座通りの現況

2 景観保全のための手法

1 千葉銀座通りの位置



目次

1 位置

千葉銀座通りの歴史

千葉銀座通りの整備

千葉銀座通りの現況

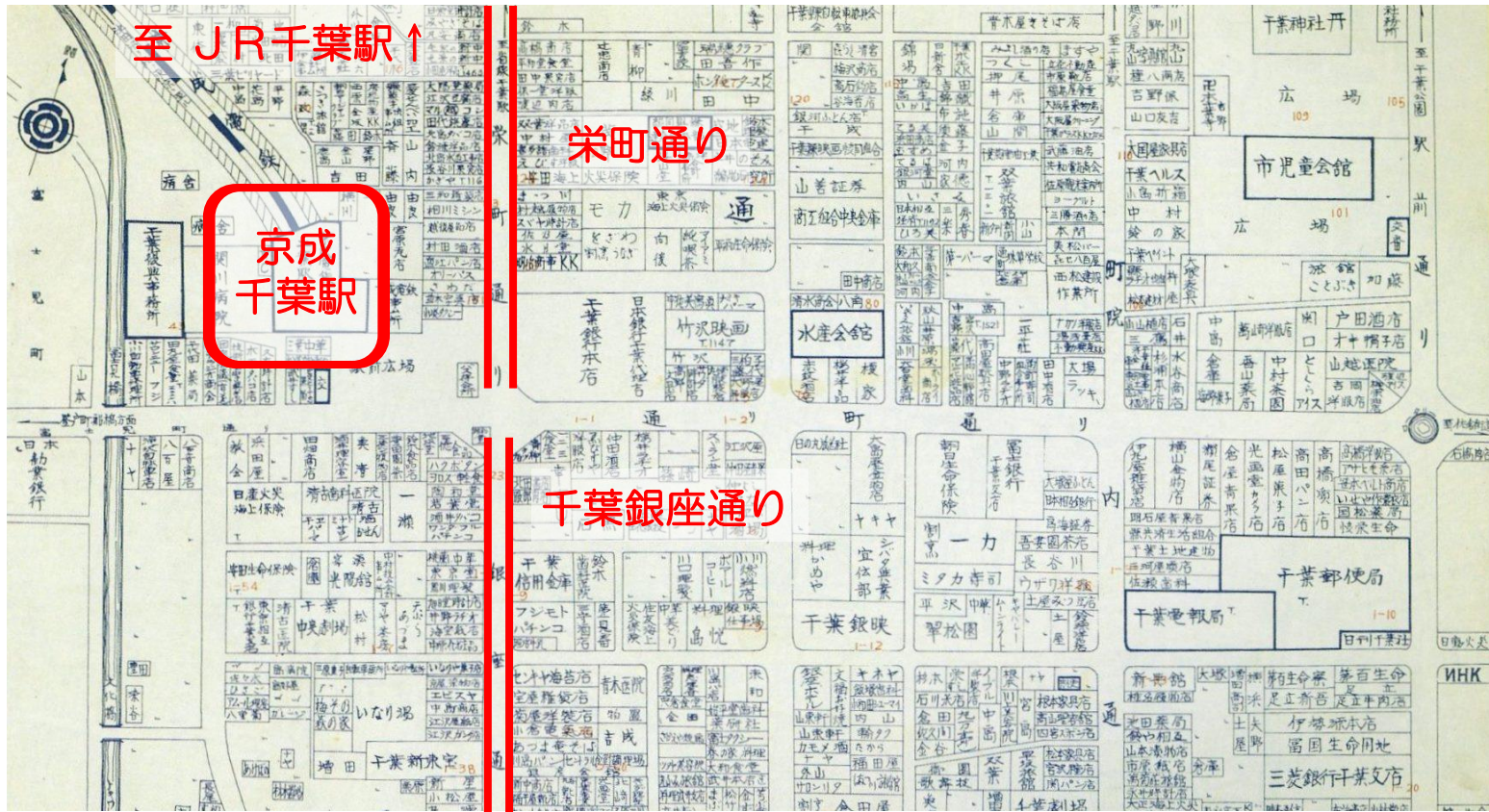
2 景観保全のための手法

千葉銀座通りの歴史



明治時代の都川と本町通り (千葉県ホームページより)

千葉銀座通りの歴史



昭和31年の住宅地図 (絵でみる図でよむ千葉市図誌上巻より)

千葉銀座通りの歴史



昭和40年頃の千葉銀座通り

千葉銀座通りの歴史



昭和45年の航空写真

千葉銀座通りの歴史



昭和43年の中央公園



昭和51年の銀座通り

千葉銀座通りの歴史

昭和20年代

奈良屋が開店 ⇒ 平成13年 セントラルプラザ (元 奈良屋) 閉店

十字屋が開店 ⇒ 平成14年 メディアバレー (元 十字屋) 閉店

昭和30年代

扇屋が開店 ⇒ 平成4年 扇屋ジャスコ (元 扇屋) 閉店

田畑百貨店が開店 ⇒ 平成28年 パルコ (元 田畑百貨店) 閉店

昭和40年代

緑屋が開店 ⇒ 昭和50年代 緑屋閉店

目次

1 位置

千葉銀座通りの歴史

千葉銀座通りの整備

千葉銀座通りの現況

2 景観保全のための手法

千葉銀座通りの整備



施工前

施工後



オープンモール化の様子 (平成2年完了)

千葉銀座通りの整備



施工前

施工後



歩車道の整備 (平成2年完了)

千葉銀座通りの整備



モニュメント

千葉銀座通りの整備



「チーバス」



運行ルート

「PARCOバス」



千葉銀座通りの整備



千葉中央ツインビル

千葉銀座通りの整備



フジモト第一生命ビルディング

目次

1 位置

千葉銀座通りの歴史

千葉銀座通りの整備

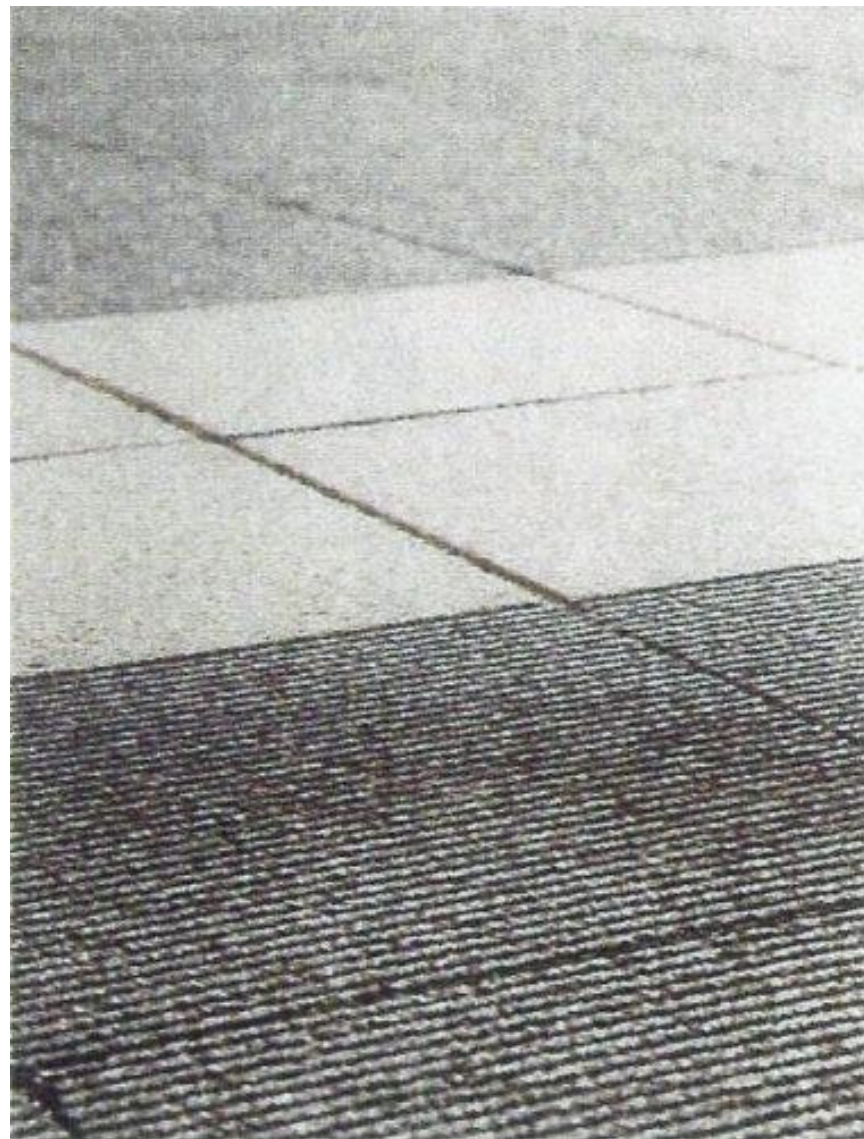
千葉銀座通りの現況

② 景観保全のための手法

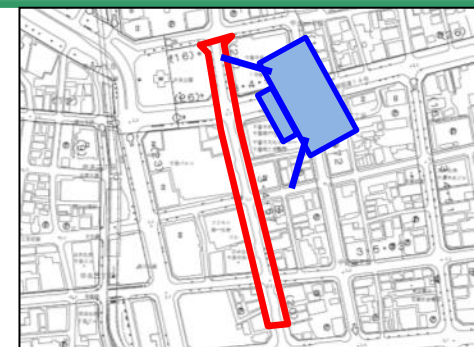
千葉銀座通りの現況



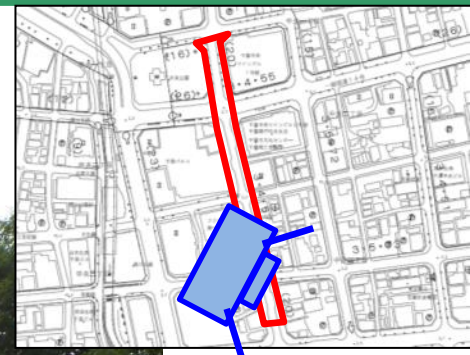




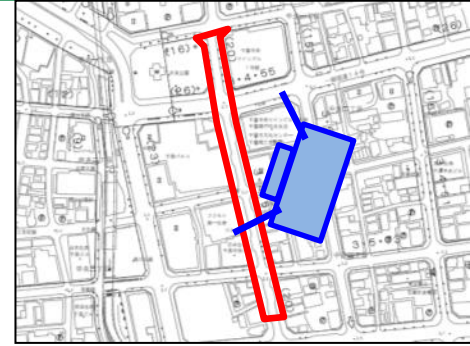
千葉銀座通りの現況



千葉銀座通りの現況



千葉銀座通りの現況



千葉銀座通りの現況



目次

1 位置

千葉銀座通りの歴史

千葉銀座通りの整備

千葉銀座通りの現況

2 景観形成のための手法

2 景観形成のための手法

(1) 景観形成推進地区 (都市景観条例)

(2) 屋外広告物景観形成地区 (屋外広告物条例)

(3) 景観地区 (景観法)

<参考> 地区計画 (都市計画法)

準景観地区 (景観法)

景観協定 (景観法)

2 景観形成のための手法

（1）景観形成推進地区

（目的）先導的に景観形成を図るため、特定の区域を景観計画に定める。

（対象）建築物・工作物 等

（内容）地区独自の景観の形成に関する方針（敷地利用、建築形態等、
緑化方針等）を定めることが可能。

（手続）届出

（本市の事例）幕張新都心中心地区

2 景観形成のための手法

(2) 屋外広告物景観形成地区

(目的) 先導的に景観形成を図るため、特定の区域を指定できる。

(対象) 屋外広告物

(内容) 広告物の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示の方法
について、制限する。

(手続) 許可

(本市の事例) なし。

2 景観形成のための手法

(3) 景観地区

(目的) 都市計画の地域地区の一つとして、地域の総意に基づいて、主に建物の形態意匠等の規制や誘導を行う。

(対象) 建築物・工作物 等

(内容) 形態意匠（必須項目）、建築物の高さ、敷地面積の最低限度、壁面の位置等を制限することが可能。

(手続) 認定

(政令市での指定事例) 仙台市3件、京都市8件のみ

2 景観形成のための手法

＜参考＞ 地区計画

(目的) 都市計画の制度の一つとして、地域の総意に基づいて、主に建物の大きさや用途等の規制や誘導を行う。

(対象) 地区施設、敷地、建築物、工作物、樹林地

(内容) 建築物等の高さ、容積率、用途、壁面の位置などを規制・誘導することが可能。

(手続) 届出 ※建築条例で規制を担保

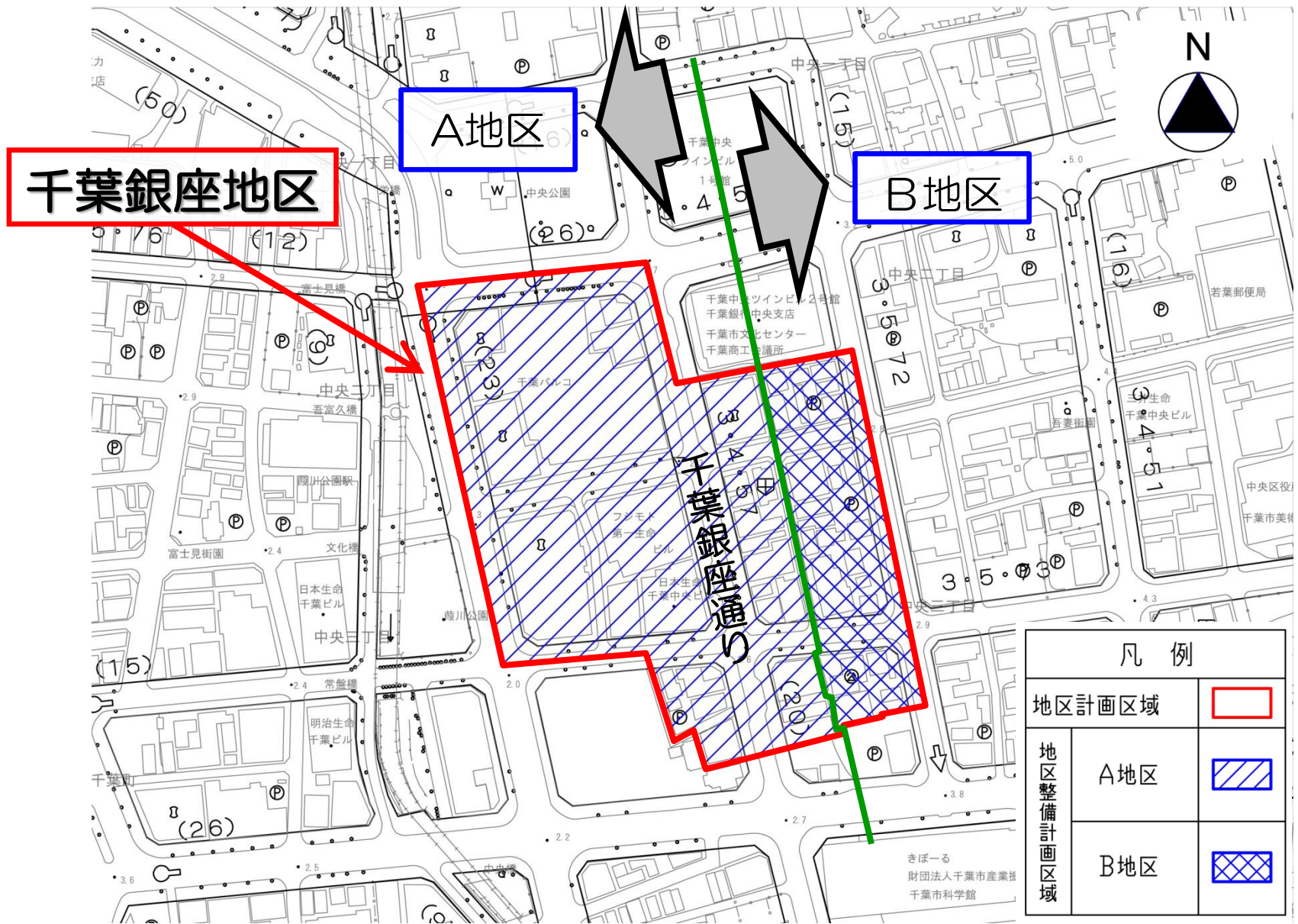
(本市の事例) 53地区で決定。

(その他) 千葉銀座通りについて、平成29年2月7日に決定。

3 千葉銀座地区地区計画

地区計画の 目標	既存の都市環境を活かした <u>賑わいのある良好な街並みの維持を図る</u> ことを目標とする。
土地利用に 関する方針	既存の商業集積地としての立地を活かし、 <u>商業・業務を中心としつつ</u> 、文化、サービス、居住等の各機能が複合された、多世代が集まりに <u>賑わいのある市街地</u> の形成を図る。
建築物その 他の工作物 の整備の方 針	商業・業務及び居住等の良好な都市環境を形成し、賑わいのある街並みを維持・誘導するため、建築物等に関する事項を次のとおり定める。 (1) <u>建築物等の用途の制限</u>

3 千葉銀座地区地区計画



3 千葉銀座地区地区計画の概要

地区の 区 分	A地区	B地区
建築物等の 用途の制限	約2.7ha	約0.7ha
	次の各号に掲げる建築物は、 <u>建築してはならない。</u>	
<p>(1) <u>2階以下</u>の部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの</p>	<p>(1) <u>1階以下</u>の部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの</p>	

3 千葉銀座地区地区計画

地区の区分	A地区	B地区
建築物等の用途の制限	約2.7ha	約0.7ha
	次の各号に掲げる建築物は、 <u>建築してはならない。</u>	
	<ul style="list-style-type: none"> (2) <u>神社、寺院、教会</u>その他これらに類するもの (3) <u>集会場</u>（葬儀を行うものに限る。） (4) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する<u>納骨堂</u> (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供するもの 	<ul style="list-style-type: none"> (2) <u>神社、寺院、教会</u>その他これらに類するもの (3) <u>集会場</u>（葬儀を行うものに限る。） (4) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する<u>納骨堂</u> (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供するもの

千葉銀座通り (Qiballから)

議題 (2)



議題（2）

千葉銀座通りの景観形成のあり方について



































議題（3）

平成28年度千葉市都市文化賞の結果
について（報告）



目次

1 選考結果について

2 受賞作品の紹介

3 都市文化賞フォーラム2016について

1 選考結果について

部 門	応募件数	選考結果		
		グランプリ	優秀賞	入選
建築まちづくり部門	14件	1件	1件	1件
景観広告部門	15件		1件	1件
建築文化部門	20件		2件	1件
合計	49件	1件	4件	3件

募集期間：平成28年7月1日～8月31日

目次

1 選考結果について

2 受賞作品の紹介

3 都市文化賞フォーラム2016について

【グランプリ】

「パラソルギャラリー」



【グランプリ】

「パラソルギャラリー」



【景観まちづくり部門 優秀賞】

「HELLO GARDEN」



「HELLO GARDEN」



【建築文化部門 優秀賞】

「cobuke coffee」



【景觀廣告部門 入選】

「cobuke coffee」



撮影：小野田 陽一

【建築文化部門 優秀賞】

「竹中工務店東関東支店ZEB化改修」



撮影：新建築社 写真部

【建築文化部門 優秀賞】

「竹中工務店東関東支店ZEB化改修」



撮影：新建築社 写真部

【景観まちづくり部門 入選】

「稲浜ショップの中高生によるウォールアート」



【景観まちづくり部門 入選】

「稲浜ショッピングの中高生によるウォールアート」



【建築文化部門 入選】

「幕張インターナショナルスクール」



【建築文化部門 入選】

「幕張インターナショナルスクール」





千葉市
都市文化賞2016
受賞作品



目次

1 選考結果について

2 受賞作品の紹介

3 都市文化賞フォーラム2016について

3 都市文化賞フォーラム2016について

(1) 日時 平成28年12月18日(日)

(2) 会場 千葉市生涯学習センター 大ホール

(3) 概要

第1部 表彰式

第2部 パネルディスカッション

テーマ「ちばの魅力ある景観と建築のために」

(4) 来場者数 約120人

3 都市文化賞フォーラム2016について

(5) 「ちばレポ」との連携企画

○テーマレポート「ちばの魅力ある都市景観をレポートしよう！」

募集期間：平成28年8月10日～9月6日

投稿数：49件

- 会場でのアトリウム展示、人気投票

期間：平成28年12月12日～16日

- 投稿作品の紹介及び人気投票結果発表

フォーラムの休憩時間にスライドを放映

【人気投票 1位】



【人気投票 同率2位】



【人気投票 同率2位】



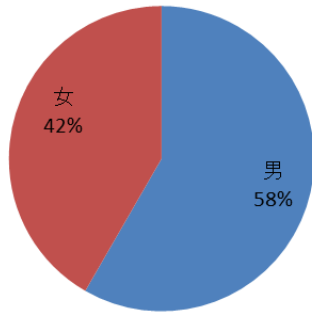
【人気投票 同率2位】



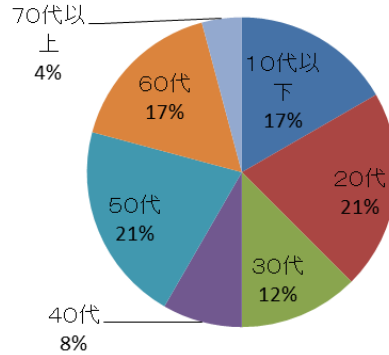
3 都市文化賞フォーラム2016について

アンケート回収数：24

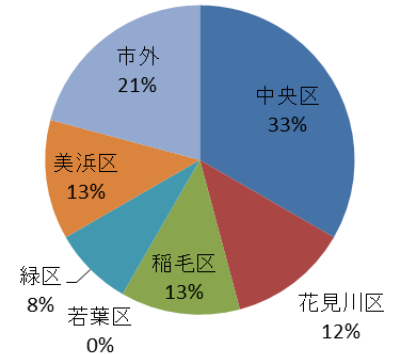
設問1：性別



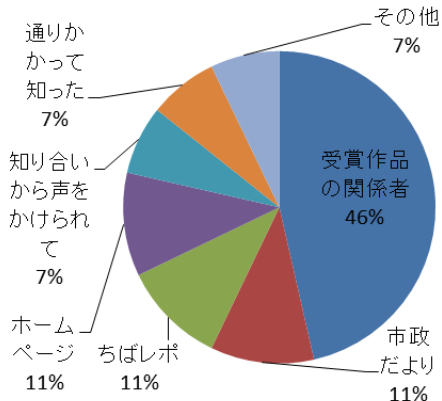
設問2：年代



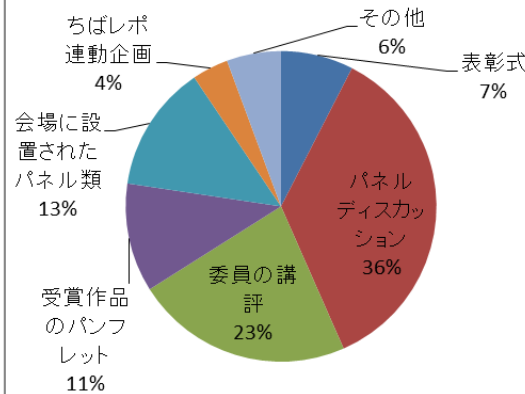
設問3：居住区



設問4：ご来場のきっかけ



設問5：印象に残ったもの



設問6：自由記入欄

好意的な意見（多数）

- 設計者・デザイナー・市民・大学の先生方の素晴らしい話が聞けて良かった。
- 千葉市都市文化賞が都市文化であると感じた。

少数意見

- 来場者を増やす工夫を
- 建築物の表彰件数が多いと嬉しい

議題（4）

第8回屋外広告部会の結果について （報告）



目次

① 許可の特例について（幕張新都心）

② 許可の特例について（千葉駅東口駅前広場）

① 許可の特例について（幕張新都心）

国家戦略特区とは

○国家戦略特区とは、国家戦略特別区域法により、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

○千葉市は、平成28年1月に国家戦略特区に指定された。

○千葉市の国家戦略特区指定のイメージ

幕張新都心を中核とした「近未来技術実証・多文化都市」の構築

○許可の特例の目的

国家戦略特区として計画認定された内容と整合をとり、幕張メッセ内で開催される大規模な会議・イベント等の実施に合わせて、道路空間を活用し、賑わいや魅力の創出による街の活性化を図るもの。

このことにより、コンベンション機能を活用した魅力的な道路空間を創出する。

① 許可の特例について（幕張新都心）

付議内容

千葉市屋外広告条例（以下「条例」という。）第3条の「禁止物件」のうち国家戦略道路占用事業の適用区域に広告物を表示し、又は設置することを条例第8条第1項の規定に基づき許可をする。

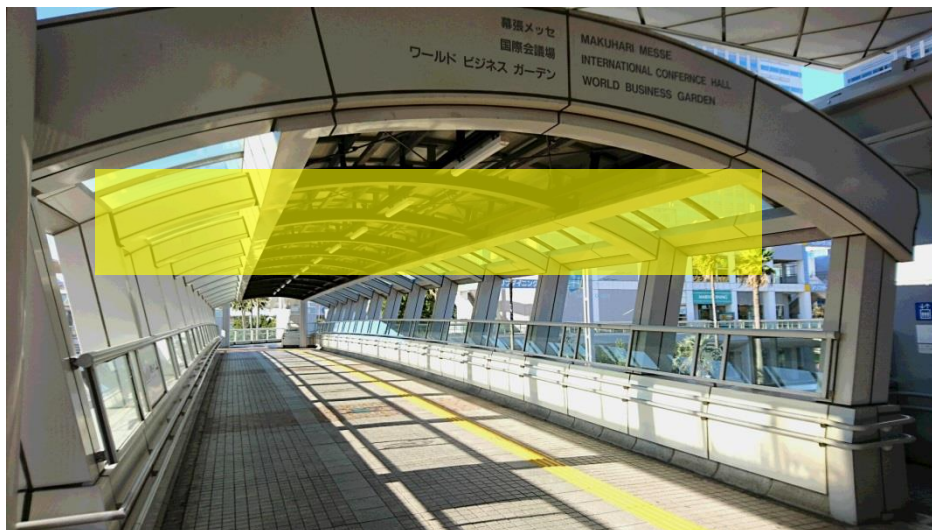
なお、この区域で広告物を表示、又は設置できる物件及び期間は、条例第4条に規定する第3種地域の基準を準用する。

① 許可の特例について（幕張新都心）

掲出イメージ



【イメージ】



【イメージ】

CYCLE MODE
international 2016

目次

1 許可の特例について（幕張新都心）

2 許可の特例について（千葉駅東口駅前広場）

② 許可の特例について（千葉駅東口駅前広場）

付議内容

次の広告物を表示し、又は設置することを条例第8条第1項の規定に基づき許可をする。

1 表示又は設置する者

株式会社電通東日本

2 表示又は設置の場所

中央区富士見1丁目（千葉駅東口駅前広場）

3 表示又は設置の期間

平成28年11月17日～12月1日

② 許可の特例について（千葉駅東口駅前広場）

付議内容

4 種類・数量

(1) 壁面広告

数 量：モノレール支柱3か所

サイズ：W5, 500mm×H1, 690mm

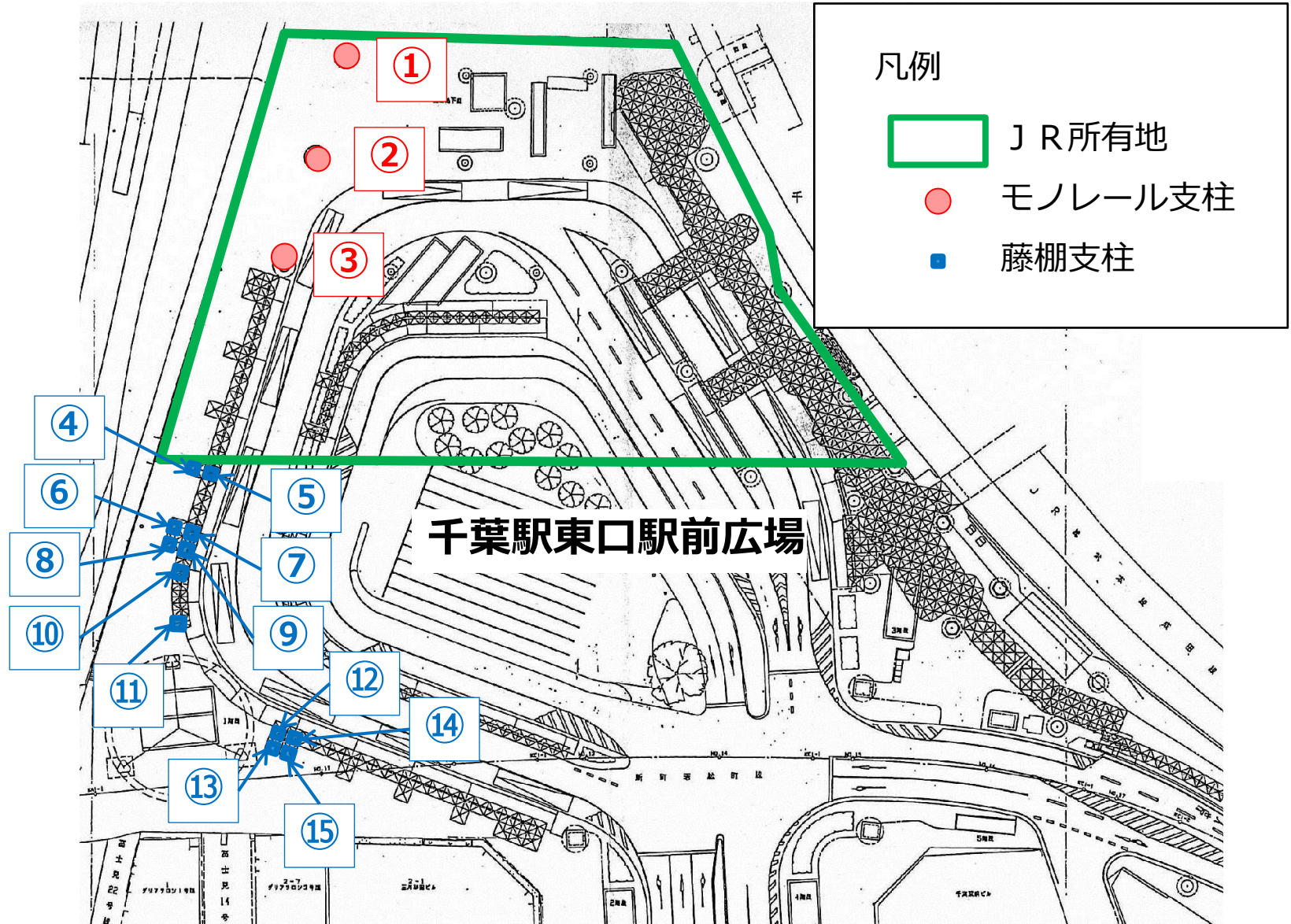
(2) はり紙

数 量：ふじ棚12ヶ所×4支柱＝48ヶ所

サイズ：W200mm×H1, 200mm

② 許可の特例について (千葉駅東口駅前広場)

設置の場所



② 許可の特例について (千葉駅東口駅前広場)

意匠A

サイズ：W5, 500×H1, 690

素材：ユポ紙マットラミ加工

② 許可の特例について (千葉駅東口駅前広場)

意匠B



サイズ：W5, 500×H1, 690
素材：ユポ紙マットラミ加工

② 許可の特例について (千葉駅東口駅前広場)

壁面広告施工写真 (意匠A)

② 許可の特例について (千葉駅東口駅前広場)

壁面広告施工写真 (意匠B)



② 許可の特例について (千葉駅東口駅前広場)

サイズ：W200mm×H1,200mm



② 許可の特例について (千葉駅東口駅前広場)

はり紙広告施工写真